

プライベートラボ利用約款

(約款の適用)

第1条 株式会社アイビーテック神戸ラボ（以下「当社」といいます。）は、プライベートラボ利用約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、神戸医療機器開発センター（以下「MEDDEC」といいます。）において、動物等を使った実験を申請した団体（学校法人や医療法人などの非営利団体、医療系企業などの営利団体。以下「利用者」といいます。）が実施する実験のサポート業務のサービスを提供し、利用者と当社の間で本約款を適用します。ただし、学会トレーニング利用者は除きます。また、医療用具開発に伴う試験などについては、利用者及び当社間で協議のうえ、別途、契約を締結するものとします。

(本契約の成立)

第2条 利用者が MEDDEC において実験を実施するに際して、以下の手続を行うものとします。

- ① 実験希望者は、当社へ希望する実験の概要を連絡し、MEDDEC 施設内で実施できる内容であるか、当社でサポートできる内容かの確認をとります。
- ② ①により実施可能の場合、実験希望者は電話等でラボ空き状況を確認後、希望日を仮予約し、実験予定日を確保します。
- ③ 実験日が確定し本予約に至るまでに、試験計画書及び動物実験申請書を提出するものとします。
- ④ 希望者はラボ利用依頼書に必要事項を明記し当社へ提出、当社は依頼書に基づき見積書を発行、希望者へ送付し、希望者が見積書を受領、承諾した時点で本契約が成立するものとします。

(実験場所及び施設名)

第3条 兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-16
神戸医療機器開発センター (MEDDEC)

(サポート業務内容)

第4条 当社が利用者に提供するサービスは以下のとおりとします。

- ① 実験に用いる動物の事前準備及び事後処理、慢性試験の場合は術後飼育管理含む
- ② MEDDEC 設備及び当社機材・機器の準備
- ③ 術着及びディスプレイ製品の準備
- ④ 麻酔管理（鎮静、気管挿管、術中の麻酔管理、麻酔に関する薬剤・機材提供）
- ⑤ 運営及び作業補助（利用者が MEDDEC にて行う具体的な作業の補助、管理等）

⑥ その他、利用者と協議し決定された業務

2 利用者が受けるサービスの内容は、見積書の内容に従うものとします。

(再委託)

第5条 当社は利用者の承諾を得ずに、サポート業務の一部又は全部を第三者に委託することはありますが、業務外の内容において利用者の希望がある場合のみ、依頼を受け、当社と連携した専門会社に外注することがあります。

(契約のキャンセル)

第6条 本契約が成立した後、利用者が利用を取りやめる場合には、自然災害等によるやむを得ない事情でない限り、以下のキャンセル料を支払うものとします。

- ・利用日の1ヶ月前から2週間前まで 見積額の20%
- ・利用日の2週間きってから3日前まで 見積額の30%
- ・利用日の前々日及び前日 見積額の50%
- ・利用日当日 見積額の100%

(対価支払方法等)

第7条 当社は、利用者に対し、実験終了後又は利用者からのキャンセル通知を受けた後、速やかに利用料又はキャンセル料の請求書を送付するものとし、利用者は当該請求書を受領した日から60日以内に利用代金を、請求書に記載の当社の指定する銀行口座に振り込むことによって支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

(MEDDEC 施設利用上の義務)

第8条 利用者は MEDDEC 施設を利用するにあたり、施設利用上の義務を、学会トレーニングサービス利用契約約款「第10条利用者の義務」に準じた条項、規定を遵守するものとします。

(利用者の賠償)

第9条 利用者は MEDDEC を利用するにあたり、MEDDEC 内設備や機器及び当社は一切の機材・機器を用いるに際して、故意又は過失により、何らかの損傷、破損、滅失等の損害を発生させた場合には利用者の責任において、当該損害を修復し、設備品等を原状回復させるものとします。

(不可抗力)

第10条 当社及び利用者のいずれにも帰責事由なく MEDDEC において実験ができな

った場合には、当社及び利用者相互で、誠実に協議するものとします。

- 2 当社及び利用者のいずれも当該当事者のコントロールが及ばない状況又は事由による本契約の債務不履行については、金銭の支払を除き、責任を負わないこととします。また、いずれの当事者も、本項の状況又は事由により生じた、相手方に返還すべき貸与物についての滅失又は毀損については、責任を負わないこととします。

(個人情報)

第 11 条 当社はサポート業務に際して、利用者から提供された個人情報に関しては、別紙個人情報取扱規程に従い取り扱うものとします。

(秘密情報)

第 12 条 当社及び利用者は、MEDDEC での実験に際して、相手方より開示、貸与又は提供を受けた一切の情報のうち、秘密情報であることを明示したもの（以下「秘密情報」といいます。）について、これを秘密に保持し、第三者へ開示、漏洩、又は本契約、その他の合意事項の範囲外の用途への流用を行ってはならないものとします。

- 2 秘密情報は、以下の情報を含みません。

- ① 開示を受けた際、既に公知であるか、開示後、受領者の行為によらず公知となったもの
- ② 受領者が、開示の時点において保有するか、開示後、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの
- ③ 受領者が独自に発見ないし開発したことを証明できる情報

- 3 当社は第 5 条に定める第三者への再委託、または外注した場合、当該第三者に対しても守秘義務を負わずこととします。

- 4 本条の定めは契約終了後 3 年間存続するものとします。

(譲渡の禁止)

第 13 条 当社及び利用者は、本契約により生ずる一切の権利義務の全部又は一部を、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に譲渡できません。

(約款の変更)

第 14 条 この約款及びこれに付随する定めを変更することがあります。この場合には、利用料及びその他条件は、変更後の約款によります。

(誠実協議義務)

第 15 条 本約款に定めのない事項及び契約各条の解釈に疑義が生じた場合には当社及び利

用者双方は誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

(専属的合意管轄)

第 16 条 利用契約及び本約款に関する紛争解決の専属的合意管轄裁判所は神戸地方裁判所とします。

(存続条項)

第 17 条 第 7 条 (対価支払方法等)、第 8 条 (MEDDEC 施設利用上の義務)、第 9 条 (利用者の賠償)、第 11 条 (個人情報)、第 15 条 (誠実協議義務)、第 16 条 (専属的合意管轄) は、契約終了後といえども存続するものとします。

制定：2013年 11月 1日

改定：2018年 4月 1日

改定：2021年 4月 1日

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 当社及び利用者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するにあたって。個人情報を取り扱う際には、個人の権利利権を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 当社及び利用者は、この契約による事務を処理するにあたって知りえた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 当社及び利用者は、その使用する者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 当社及び利用者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第4 当社及び利用者は、この契約による事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め当社が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(目的外使用の禁止)

第5 当社及び利用者は、この契約による事務を処理するにあたって知り得た個人情報を、相手方の承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 当社及び利用者は、この契約による事務を処理するにあたって、相手方から貸与された個人情報が記載された資料等を、承諾得ることなく複写、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 当社及び利用者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときには、速やかに相手方に報告し、指示に従うものとする。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 当社及び利用者は、相手方が個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(収集の制限)

第9 当社及び利用者は、この契約による事務を処理するにあたって個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。